



Kobe Shoin Women's University Repository

Title	三好鹿蔵製造のプレスガラス(三) The Pressed Glass Made by Shikazo Miyoshi (3)
Author(s)	棚橋 淳二 (Junji TANAHASHI)
Citation	研究紀要 (SHOIN REVIEW), 第 34 号 : 105-134
Issue Date	1993
Resource Type	Bulletin Paper / 紀要論文
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	付録 (表・写真資料) あり。

<第 34 号正誤表>

誤 正

一〇八頁 三四欄 杉稜 杉綾

「三好鹿蔵製造のプレスガラス」他の訂正については「棚橋淳二にかかわる論文の正誤表」参照のこと。

三好鹿蔵製造のプレスガラス（三）

棚 橋 淳 二

十三 野々村藤助の登録商標等

『商標公報』は学術上、高い資料価値があるにも拘らず、検索上の便宜から、また失効あるいは譲渡、相続などによる権利移動等の関係から、商標登録の実務にとって至便な『日本登録商標大全』⁽¹⁾、『日本政府登録商標大全』⁽²⁾などが刊行されると、それ以前の『商標公報』は、漸次廃棄され、あるいは倉庫保管となり、現在ではその第一号から附録を含めて閲覧することは困難な状況になってきている。⁽³⁾今回漸く社団法人発明協会和歌山県支部所蔵の『商標公報』の内、明治時代刊行分を通覧し得て、野々村藤助に関わる登録商標について、ほぼ明らかにすることができた。

藤助が第三回から第五回にいたる内国勸業博覧会にガラス製品の他に香水、香油あるいは石鹼を出品していることについては既に述べたが、⁽⁴⁾藤助はまた、その各々について商標の登録をも行っている。

明治十七年（一八八四）十月一日より施行された「商標条例」⁽⁵⁾（明治十七年六月太政官布告第十九号）の施行細則である「商標登録願手續」⁽⁶⁾（明治十七年六月太政官布達第十三号）第十一条では、「登録商標ヲ使用スル商品ノ種類」は六五種となっていて、例えば第一種を石鹼を含む「化学品及薬剤」とし、第四種を「香料及燻料」、第十五種を「玻璃及其製品」としている。

その後明治二十二年（一八八九）二月一日より施行された「商標条例」⁽⁷⁾（明治二十一年十二月勅令第八十六号、「官報」十二月二十日）に関わる「商標条例施行細則」⁽⁸⁾（明治二十二年一月農商務省令第三号）第十六条では、「商品類別」は一類ふえて六六類別となったが、第一類、第四類、第十五類は従前通りであるし、明治三十二年（一八九九）七月一日より施行の「商標法」⁽⁹⁾（明治三十二年三月法律第三十八号、「官報」三月二日）に関わる「商標法施行細則」⁽¹⁰⁾（明治三十二年六月農商務省令第十五号）第十五条では、さらに七類加わり、七三類別となったが、第一類は石鹼を含む「化学品、薬剤及ヒ医療補助品」、第四類は「香料、燻料及ヒ他類ニ属セサル化粧品」、第十五類は「玻璃及ヒ其製品（珪瑯質品モ之ニ属ス）」とあって、これらについては大きな変化はみられない。しかし明治三十九年（一九〇六）一月一日より一類ふえて七四類別となった際には、「石鹼」は第一類から除かれて第七十三類として類別された（明治三十八年十二月農商務省令第三十一号）⁽¹¹⁾。

さらに明治四十二年（一九〇九）十一月一日より改正施行された「商標法」⁽¹²⁾（明治四十二年四月法律第二十五号、「官報」四月五日）に関わる「商標法施行細則」⁽¹³⁾（明治四十二年十月農商務省令第四十四号）第二十条では、六七類別と少くなり、第三類が「香料、燻料及ヒ他類ニ属セサル化粧品」、第四類が「石鹼」、第十五類が「玻璃及ヒ他類ニ属セサル其ノ製品並珪瑯質品」と類別が変っている。このように同じ商品が常に同じ類に類別されているとは限らないので、検索等の際には留意が必要である。藤助は上記の「石鹼」、「香料」、「玻璃」以外にも、特に後年多種にわたる商品について商標を登録している。これらのうち、第十五類以外の登録商標はガラス製品と直接関係があるわけではないが、藤助の意匠についての傾向を知る上で参考になると思われるので、収録しておくことにした。

(1) ガラス製品に関する登録商標等

明治三十一年（一八九八）九月四日、藤助によって出願され、同年十月二十九日登録された第十五類「玻璃及其製品」に関する商標（登録番号第一一六一三号、表16参照）⁽¹⁴⁾は、図15に示すように横菱の中一杯に藤助の名と姓の頭文字に相当するTとNを太字 (Microgramma Bold) で配したものである。遺品のプレスガラスに陽刻された、この登録商標の

表16 野々村藤助による第十五類の登録商標

登録番号	出願	登録	品名	要部	出願人	註
第二六号	明治三十一年九月四日	同年十月二十九日	第十五類 玻璃、彩色玻璃、玻璃管、及ヒ皿、鉢、コップ、蓋物、菓子器、盃、乳香、燭、ランプ、燭台、手燭ノ各玻璃器	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 平民 玻璃商 野々村 藤助	(14)
第二四号	明治三十三年十二月九日	同年 ⁽¹⁵⁾ 三十四年三月六日	第十五類 玻璃及其製品一切		大坂市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(15)
第二六号	明治三十四年四月五日	同年五月十八日	第十五類 玻璃及其製品一切		大坂市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(16)
第二五号	明治三十五年一月十四日	同年四月二日	第十五類 哺乳器		大坂市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(17)
第二五号	明治三十五年一月十四日	同年四月二日	第十五類 哺乳器		大坂市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(18)
第二四号	明治三十五年三月二十四日	同年六月六日	第十五類 玻璃及其製品一切		大坂市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(19)
第二五号	明治三十六年十二月二十七日	同三十七年四月七日	第十五類 哺乳器其他一切ノ玻璃並ニ其製品		大坂市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(20)
第二五号	明治三十六年十二月二十七日	同三十七年四月七日	第十五類 哺乳器其他一切ノ玻璃並ニ其製品		大坂市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(20)
第二五号	明治三十七年一月二十一日	同年四月七日	第十五類 一切ノ鏡		大坂市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(20)

品番	登録商標等	横菱の長対角線	対角線の長短比	資料番号	資料名
1	横菱にN・T.	25.0 ^{mm}	1.56	No.1984.298A(-B)	菊つなぎ四つ割文小鉢
2	N T	14.8	1.33	No.1970.11	星・旭光 / アーチ付霰文皿
No.3	T・N	17.0	1.32	No.1977.76A(-B)	九曜・剣菊 / 雷文小皿
4	N T	15.1	1.68	No.1974.57(A-C)	十五曜・菊 / ホブネイル文小皿
5	N T	16.5	1.46	No.1989.98A(-E)	剣菊 / 格子文皿
7	T・N	20.0	1.52	No.1985.75	剣菊 / 丸菊文小皿
8	N・T	16.0	1.57	No.1981.226A(-E)	旭光 / 縦筋・魚子文皿
No.8	T・N	16.8	1.24	No.1979.48	〃 (淡緑青)
9*	N・T	12.2	1.39	No.1984.327A(-B)	星 / 楓文小皿
11	N T	23.5	1.65	井上 1	ねじ菊 / 四つ目市松八つ割文小皿
12	N T	14.0	1.56	No.1991.33	四つ目市松八つ割文蓋物(身)
13	N・T	15.1	1.70	No.1990.26②	〃 (〃)
14	N T	17.1	1.55	井上 2	菊 / アーチ付霰文皿
15	N・T	15.7	1.57	No.1992.56	剣菊 / 四つ目市松八つ割文皿
#	T・N	19.0	1.73	No.1983.74	〃
17	T N	17.1	1.58	No.1980.6	星 / 梅花文小皿
18	T N	18.0	1.38	No.1984.63	菊・水玉 / アーチ付星文皿
20	N T	12.2	1.53	No.1989.17②	剣菊 / 格子に星つなぎ文蓋物(身)
23	T N	18.1	1.40	No.1990.5A(-E)	旭光 / 宝珠文皿 (緑青色)
25	N T	20.0	1.43	No.1989.18A(-E)	九曜・宝珠つなぎ / アーチ付薬文小皿
No.25	T N	17.9	1.64	No.1984.120	〃
27	N T	17.8	1.48	No.1985.22	剣菊 / 霰・花卉文蓋物(身)
29*	N T	15.5	1.55	No.1984.176	籠目 / 籠目文楕円皿
31	T・N	24.1	1.43	井上 3	剣菊 / 籠文楕円皿
No.31	T・N	18.0	1.45	No.1991.30A(-D)	〃
35	T N	23.1	1.44	No.1984.69	剣菊 / 矢来・円文平鉢
37	T N	24.1	1.37	No.1984.139	菊・剣菊 / 矢来文皿
38	T・N	20.8	1.65	No.1990.69A(-I)	剣菊 / 霰文小皿
39	N・T	24.0	1.32	No.1990.72A(-B)	十一曜・8字つなぎ / あやめ文深皿
No.39	T・N	16.6	1.73	No.1989.101	〃
40	T・N	29.0	1.67	No.1984.291	剣菊 / 籠目に桜吹雪文鉢
42	T N	18.8	1.44	No.1981.105	剣菊 / 籠目に桜吹雪文小鉢
46	T N	29.0	1.31	No.1985.29②	剣菊 / 杉綾に遊戯文蓋物(身)

品番	登録商標等	横菱の 長対角線	対角線の 長短比	資料番号	資料名
48	T N	29.8 ^{mm}	1.43	No.1982.84	十一曜・響つなぎ / 響つなぎ文小鉢
No.51	T・N	11.0	1.34	No.1992.19A(-E)	貝尽し文コップ
52	T N	17.0	1.68	No.1984.269	篩目に葡萄文小コップ
55	T N	19.0	1.58	No.1985.31	剣菊 / 霞文小皿
56	T N	29.0	1.60	No.1984.331	剣菊 / 花卉文皿
No.63	T・N	19.0	1.51	No.1991.43A(-E)	菊・ダイヤ / 唐草四つ割文小皿
〃	T・N	18.8	1.42	No.1984.268	〃
〃	T・N	18.0	1.55	No.1984.258	〃
No.75	T・N	18.0	1.64	井上4	剣菊 / 四つ目市松文皿
No.76	T・N	18.7	1.83	No.1970.25A(-J)	十一曜・8字つなぎ / あやめ文皿
-	T・N	19.0	1.70	No.1984.177	十一曜・8字つなぎ / あやめ文小皿

表17 プレソガラスに陽刻された野々村藤助の登録商標(第11613号)等。品番欄中*印を付した9は鏡文字、品番18の8は3とまぎらわしく、13である可能性もある。ちなみに『商標公報』所載の横菱の対角線の長短比は1.40である。資料番号欄中、井上は井上曉子氏蔵。

下にはNo付の品番の陽刻が添えられている。この形式のものは、例外はあるが大きい品番のものが多い。

遺品中には、これとは別に横菱の中のTとNを左右に寄せ、生じた隙間の下寄りに品番を添えた商標が陽刻されたものがあり、これも藤助の商標と考えられる。例えば品番31の場合、同じ意匠の皿であるのに一方は資料No.1991.30A-D(写真27)にみられるようにNo付数字が横菱の外に、他方は資料、井上3(写真26)にみられるようにNoなしの数字が横菱の中にみられるからである。前者は商標登録後、後者はそれ以前の商標と考えられる。

遺品の中には、横菱の中のTとNを左右に寄せるだけでなく、文字の順を入れかえ、その隙間の下寄りに品番を添えた商標が陽刻されているものがあり、これも藤助の商標と推定される。なぜならば横菱にT・Nの商標に添えられた品番の欠番を、横菱にN・Tの商標に添えられた品番が補っていること、また品番8、25、39については、ほぼ同じもしくは同じ意匠であるのに、横菱にN・Tの商標とは別にNo付数字を添えた登録商標が陽刻された遺品も存在するからである。横菱にN・Tの商標は比較的若い品番、

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図17 野々村藤助による登録商標
(第15828号)。『商標公報』
第283号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図15 野々村藤助による登録商標
(第11613号)。『商標公報』
第204号所載。社団法人発明
協会和歌山県支部蔵（以下
同様）。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図18 野々村藤助による登録商標
(第17054号)。『商標公報』
第316号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図16 野々村藤助による登録商標
(第15443号)。『商標公報』
第275号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図19 野々村藤助による登録商標
(第17055号)。『商標公報』
第316号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図21 野々村藤助による登録
商標(第21350号)。『商
標公報』第401号所載。

図20 野々村藤助による登録商標
(第17440号)。『商標公報』
第324号所載。

即ち四〇未満の品番に限られるようで、恐らく藤助は当初、横菱に姓、名の順で頭文字を配したものを商標として用い、その後横菱に名、姓の順で頭文字を配したものに改めたものを商標として用いるようになったと思われる。さらに品番を商標の下にだしたのは、商標が登録された明治三十一年（一八九八）頃以降のことであろう。表17および写真3、46にプレスガラスに陽刻された藤助の登録商標等をまとめておく。なお上記の登録商標等の陽刻はコップにいたるまですべて製品の見込みに施されている。

藤助は、かつて第四類「香料及燻料」の商標として出願登録し、その後野々村正太郎に譲渡した二葉付桜花と蕾（以

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図22 野々村藤助による登録商標（第21351号）。『商標公報』第401号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図23 野々村藤助による登録商標（第21355号）。『商標公報』第401号所載。

下桜枝と略す)の商標(登録番号第五四八八号、図24)と類似の商標(図20)を、明治三十五年(一九〇二)三月二十四日第十五類「玻璃及ヒ其製品(玳瑁質品モ之ニ属ス)」の商標として出願した。同年六月六日登録された、この商標(登録番号第一七四四〇号)⁽¹⁹⁾はラベルとして製品に貼付されて用いられ、例えば大正三年(一九一四)頃の出荷と推測される格子に水玉／輪つなぎ文皿(No. 1974, 37A-E)には、桜枝の周囲にT. NONOMURA(二番目のNは鏡文字)の文字を配した白地に藍のラベルが貼付されている(写真47)。尤もこの桜枝の登録商標は明治四十年(一九〇七)四月一日、三好鹿蔵に譲渡され、⁽²²⁾さらに明治四十四年(一九一一)八月二十二日、二代鹿蔵に相続されているので、大正三年頃に、このラベルが使用されたとなると、藤助と鹿蔵との間で何等かの協定がなされていたはずである。なぜなら、藤助が使用するについては商標に関して鹿蔵の同意を要するし、鹿蔵が使用するについてはT. NONOMURAの文字に関して藤助の同意を要するからである。

プレスガラスについて、これまでに見ることのできた上記二つの商標以外にも、藤助は第十五類において商標を出願登録しており、中には対象となる商品を哺乳器、あるいは鏡に限定した商標もある。明治末年(一九一二)までに登録された商標を付記事項を含めて、表16、図15、23にまとめておく。

(2) その他の商品に関する登録商標

明治二十六年(一八九三)十月三日、藤助は図24に示す桜枝の商標を第四類「香料及燻料」の商品について出願し、翌二十七年三月二十一日、これが登録された(登録番号第五四八八号、表18参照)⁽²⁴⁾。ちなみにこの時、藤助の業種は「香料兼硝子商」と記されている。この商標は六年後の明治三十三年二月二十四日、野々村正太郎に譲渡された。⁽²⁵⁾しかしこれを機に、藤助が営業品目から香料を除外したのでないことは、翌明治三十四年(一九〇一)にも、同三十六年(一九

〇三)にも藤助が第四類「香料、燻料及ヒ他類ニ属セサル化粧品」の商品について商標を出願登録していることによつて窺い知ることができる(表18参照)。

すでに八「野々村藤助による登録意匠」において述べたように、藤助は石鹼の意匠について自からの案出に関わる「石鹼形状ノ意匠」(第七二八号)を明治三十二年(一八九九)一月十六日出願登録しているし、石鹼の商標についてはその前年に当る明治三十一年以降、毎年のように出願登録し、その件数は明治末年までに十数件に及んでいる(表18参照)。こうした記録から藤助が石鹼についてかなり力を注いでいた様子が窺われる。

明治三十四年(一九〇一)以降、藤助の営業品目は急増した模様で、表18に示すように藤助は第二类「染料、顔料及ヒ媒染料」、第三類「塗料」、第五類「金属及ヒ其半加工品」、第六類「金属製品」、第七類「利器及ヒ尖刃器」、第十七類「農工器具」、第十八類「理化学、医術、測量及ヒ教育用器械器具、(眼鏡及ヒ算数器類モ之ニ属ス)」、第二十七類「綿糸」、第三十類「絹織物」、第三十一類「木綿織物」、第三十二類「毛織物」、第三十三類「麻織物」、第三十五類「糸類ノ編物、組物及「レース」類(各種ノ紐類モ之ニ属ス)」、第三十六類「被服類」、第五十類「皮革及ヒ其製品(各種ノ靴類モ之ニ属ス)」、第五十二類「油、蠟類」についても商標を出願登録している(各類に示した商品名は、上記「商標法施行細則」(明治三十二年六月農商務省令第十五号)による)。

註

- (1) 磯村政富『日本登録商標大全』第一一八輯、(東京書院、明治三十八年—大正十三年)、『帝国図書館和漢図書書名目録』第三編(汲古書院、昭和五十八年)、一〇五〇頁、第四編ナーワ(昭和六十一年)、二一五〇頁による。

表 18 野々村藤助による第十五類以外の登録商標

登録番号	出 願 順	登 録 日	品 名	要 部	出 願 人	注
第 一 八 四 号	24	明治廿六年十月三日	第四類 香水、髮膏、香袋、香水	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(24)
第 一 八 四 号	25	明治三十一年九月十六日	第一類 石鹼	文字ヲ 除ク外 全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(25)
第 一 八 四 号	26	明治三十二年三月八日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(26)
第 一 八 四 号	27	明治三十三年一月三十一日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(27)
第 一 八 四 号	28	明治三十三年一月三十一日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(28)
第 一 八 四 号	29	明治三十三年十二月九日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(29)
第 一 八 四 号	30	明治三十四年二月二十一日	第四類 香水、香油、髮膏、香袋、線香、炷香	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(30)
第 一 八 四 号	31	明治三十四年二月二十一日	第四類 香水、香油、髮膏、香袋、線香、炷香	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(31)
第 一 八 四 号	32	明治三十四年三月廿五日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(32)
第 一 八 四 号	33	明治三十四年三月廿五日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(33)
第 一 八 四 号	34	明治三十四年三月廿五日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(34)
第 一 八 四 号	35	明治三十四年四月十五日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(35)
第 一 八 四 号	36	明治三十四年三月三十一日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(36)
第 一 八 四 号	37	明治三十四年四月五日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(37)
第 一 八 四 号	38	明治三十五年八月五日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(38)
第 一 八 四 号	39	明治三十五年八月十八日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(39)
第 一 八 四 号	40	明治三十五年十一月十日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(40)
第 一 八 四 号	41	明治三十六年二月十五日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(41)
第 一 八 四 号	42	明治三十六年十月二日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(42)
第 一 八 四 号	43	明治三十六年十二月三日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(43)
第 一 八 四 号	44	明治三十七年一月二十七日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(44)
第 一 八 四 号	45	明治三十七年四月八日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(45)
第 一 八 四 号	46	明治三十七年六月二十四日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(46)
第 一 八 四 号	47	明治三十七年六月十二日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(47)
第 一 八 四 号	48	明治三十七年六月十三日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(48)
第 一 八 四 号	49	明治三十七年六月十三日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(49)
第 一 八 四 号	50	明治三十七年六月十三日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(50)
第 一 八 四 号	51	明治三十七年六月十三日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(51)
第 一 八 四 号	52	明治三十七年六月十三日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(52)
第 一 八 四 号	53	明治三十七年六月十三日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(53)
第 一 八 四 号	54	明治三十七年六月十三日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(54)
第 一 八 四 号	55	明治三十七年六月十三日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(55)
第 一 八 四 号	56	明治三十七年六月十三日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(56)
第 一 八 四 号	57	明治三十七年六月十三日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(57)
第 一 八 四 号	58	明治三十七年六月十三日	第一類 石鹼	全形	大阪府大阪市東区南久宝寺町四丁目七十九番屋敷 野々村 藤助	(58)

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図26 野々村藤助による登録商標(第1類第12424号)。『商標公報』第218号所載。

図24 野々村藤助による登録商標(第4類第5488号)。『商標公報』第81号所載。社団法人発明協会和歌山県支部蔵(以下同様)。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図25 野々村藤助による登録商標(第1類第11814号)。『商標公報』第207号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図29 野々村藤助による登録商標(第1類第15348号)。『商標公報』第273号所載。〔他に同(第36類第15822号),同第283号所載〕。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図27 野々村藤助による登録商標(第1類第14097号)。『商標公報』第249号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図30 野々村藤助による登録商標(第4類第15510号)。『商標公報』第276号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図28 野々村藤助による登録商標(第1類第14098号)。『商標公報』第249号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図30 野々村藤助による登録商標(第1類第15825号)。『商標公報』第283号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図31 野々村藤助による登録商標(第1類第15823号)。『商標公報』第283号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図34 野々村藤助による登録商標(第1類第15826号)。『商標公報』第283号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図32 野々村藤助による登録商標(第1類第15824号)。『商標公報』第283号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図36 野々村藤助による登録商標
(第1類第15893号)。『商標
公報』第284号所載。

図35 野々村藤助による登録商標
(第1類第15832号)。『商標
公報』第283号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図37 野々村藤助による登録商標(第1類第16009号)。
『商標公報』第287号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図40 野々村藤助による登録商標(第4類第18664号)。『商標公報』第349号所載。〔他に同(第6類第19424号),同第363号所載。同(第7類第21354号),同第401号所載。同(第35類第21666号),同第409号所載。同(第30類第22087号),同第416号所載。同(第50類第22088号),同第416号所載。同(第33類第22089号),同第416号所載。同(第3類第23758号),同第452号所載。同(第5類第23759号),同第452号所載。同(第18類第23760号),同第452号所載。同(第17類第23860号),同第454号所載。同(第2類第23861号),同第454号所載。同(第31類第26046号),同第494号所載。〕

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図38 野々村藤助による登録商標(第2類第18106号)。『商標公報』第338号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図39 野々村藤助による登録商標(第1類第18297号)。『商標公報』第342号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図42 野々村藤助による登録商標
(第1類第20599号)。『商標
公報』第384号所載。

図41 野々村藤助による登録商標
(第52類第19058号)。『商標
公報』第356号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図43 野々村藤助による登録商標(第32類第20872号)。『商標公報』第391号所載。〔他に同(第31類第20873号), 同第391号所載〕。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図45 野々村藤助による登録商標(第1類第21939号)。『商標公報』第414号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図44 野々村藤助による登録商標(第27類第21462号)。『商標公報』第404号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図46 野々村藤助による登録商標(第1類第21966号)。
『商標公報』第414号所載。

- (2) 帝国商工協会『日本政府登録商標大完』(帝国商工協会)は類別毎に刊行されている。例えば京都府立総合資料館には、第一類(昭和十一年)、第六一八類(昭和十二年)、第三二一三七類(昭和十三年)が所蔵されている。
- (3) 特許庁万国工業所有権資料館『特許庁公報』五八(一九八三)一九七(三五五六)「内外国工業所有権公報類解題目録」(特許庁、昭和五十八年五月三十一日)の内、「特許庁資料館所蔵内国公報関係」および「地方閲覧所所蔵内外国公報関係」を閲覧すれば「困難な状況」であることが察せられると思うが、同書刊行後約十年を経た現在では、「困難な状況」はさらに悪化している。
- (4) 棚橋淳二「三好鹿蔵製造のプレスガラス」(二)『研究紀要』第三十三号、松蔭女子学院大学・短期大学学術研究会、平成四年三月、一一二頁、五頁。
- 野々村藤助は第五回内国勸業博覧会に際し、第五部化学工業第二十四類玻璃、其一「玻璃罐、玻璃板、玻璃管」、其二「玻璃器、レトルト、其他工業用玻璃品」、其三「火屋、石笠コップ其他飲食器裝飾品」、および同部第二十類化学製品、其十一ノ二「石鹼」の他にも以下の製品を出品している。
- 第七部製作工業第三十三類雑工作品、其六「建具」、其七「家宅用具、室内裝飾具、点燈具、浴具、掃除具」における燈火器七件、乳呑四件(第五回内国勸業博覧会事務局『第五回内国勸業博覧会出品目録』明治三十六年、第七部製作工業 別館、九四頁。大阪府立中之島図書館蔵〔807-25〕)。

	意匠登録高等席用燈	東区南久宝寺町四ノ七九	野々村藤助
	意匠登録高等席用燈 ^二 等	東区南久宝寺町四ノ七九	野々村藤助
	同一等	同	同
	ニツケル製置洋燈	同	同
	同柱掛洋燈	同	同
	意匠登録安全洋燈	同	同
	同豆洋燈	同	同
	乳呑三等	同	同
	同五等	同	同
	骨口乳呑	同	同
	総切子乳呑	同	同
(5)	第九部教育、學術、衛生及經濟第五十三類写真及印刷、其三「写真幻燈映画」、其四「写真用器械器具及用品」における各種印刷画三件（第五回内國勸業博覽會事務局、前掲書、第九部教育、學術、衛生及經濟、二五六頁）。		
	白金アリスト紙印刷	東区南久宝寺町四ノ七九	野々村藤助
	白金吳素紙同	同	同
	ビーオーピー同	同	同
(5)	内閣官報局「法令全書」第十七卷1、（原書房、昭和五十一年）、四一—四四頁。		
(6)	前掲「法令全書」第十七卷1、七三—七九頁。		
(7)	前掲「法令全書」第二十一卷1、（昭和五十三年）、一七一—一七五頁（勅令）。		

- (8) 前掲『法令全書』第二十二卷2、(昭和五十三年)、三六一四六頁(省令)。
- (9) 前掲『明治年間法令全書』第三十二卷2、(昭和五十七年)、一〇〇—一〇五頁(法律)。
- (10) 前掲『明治年間法令全書』第三十二卷5、(昭和五十七年)、四四九—四六一頁(省令)。
- (11) 前掲『明治年間法令全書』第三十八卷4、(昭和六十二年)、五八四—五八五頁(省令)。
- (12) 前掲『明治年間法令全書』第四十二卷2、(一九九〇年)、六七—七四頁(法律)。
- (13) 前掲『明治年間法令全書』第四十二卷4、(一九九〇年)、四八五—四九七頁(省令)。
- (14) 『商標公報』第二〇四号、(農商務省特許局、明治三十一年十二月廿三日)、四頁。社団法人発明協会和歌山県支部蔵(以下同様)。
- (15) 『商標公報』第二七五号、(明治三十四年六月四日)、九頁。
- (16) 『商標公報』第二八三号、(明治三十四年八月十六日)、一一頁。
- (17) 『商標公報』第三一六号、(明治三十五年十月十三日)、八頁。
- (18) 『商標公報』第三一六号(前掲)、九頁。
- (19) 『商標公報』第三二四号、(明治三十五年十二月三十日)、一一頁。
- (20) 『商標公報』第四〇一号、(特許局、明治三十七年八月二十日(臨時))、一二頁。
- (21) 棚橋淳二「明治大正時代のプレスガラス―その製作時期をめぐって―」(『プレスガラスの美―八二五―一九四五―』展図録、サントリ―美術館、昭和五十九年)、四四頁。
- (22) 『商標公報』第五三六号、(明治四十年四月十九日)、七五頁。
- (23) 『商標公報』第八二二号、(明治四十四年十月十三日(臨時))、五頁(彙報)。
- (24) 『商標公報』第八一号、(農商務省特許局、明治廿七年八月七日)、四頁。

- (25) 『商標公報』第二〇七号、(明治三十二年二月十八日)、二頁。
- (26) 『商標公報』第二一八号、(明治三十二年八月三十一日)、一頁。
- (27) 『商標公報』第二四九号、(明治三十三年十二月廿五日)、三頁。
- (28) 『商標公報』第二四九号(前掲)、四頁。
- (29) 『商標公報』第二七三号、(明治三十四年五月二十日)、三頁。
- (30) 『商標公報』第二七六号、(明治三十四年六月四日)、五頁。
- (31) 『商標公報』第二八三号(前掲)、一九頁。
- (32) 『商標公報』第二八三号(前掲)、四頁。
- (33) 『商標公報』第二八三号(前掲)、五頁。
- (34) 『商標公報』第二八三号(前掲)、六頁。
- (35) 『商標公報』第二八四号、(明治三十四年八月十六日)、七頁。
- (36) 『商標公報』第二八七号、(明治三十四年九月三十日)、三頁。
- (37) 『商標公報』第三三八号、(明治三十六年六月廿七日)、五頁。
- (38) 『商標公報』第三四二号、(明治三十六年七月卅一日)、四頁。
- (39) 『商標公報』第三四九号、(明治三十六年九月三十日)、七頁。
- (40) 『商標公報』第三五六号、(明治三十六年十一月三十日)、二二三頁。
- (41) 『商標公報』第三六三号、(特許局、明治三十七年一月卅一日)、一一頁。
- (42) 『商標公報』第三八四号、(明治三十七年六月三十日(臨時))、三頁。
- (43) 『商標公報』第三九一号、(明治三十七年七月卅一日(臨時))、一三頁。

- (44) 『商標公報』第三九一号(前掲)、一二頁。
- (45) 『商標公報』第四〇一号(前掲)、一一頁。
- (46) 『商標公報』第四〇四号、(明治三十七年八月廿四日(臨時))、一〇頁。
- (47) 『商標公報』第四〇九号、(明治三十七年八月卅一日(臨時))、一七頁。
- (48) 『商標公報』第四一四号、(明治三十七年十月十五日(臨時))、二頁。
- (49) 『商標公報』第四一四号(前掲)、四頁。
- (50) 『商標公報』第四一六号、(明治三十七年十月卅一日)、一三頁。
- (51) 『商標公報』第四一六号(前掲)、二六頁。
- (52) 『商標公報』第四一六号(前掲)、一四頁。
- (53) 『商標公報』第四五二号、(明治三十八年七月二十六日)、一〇頁。
- (54) 『商標公報』第四五二号(前掲)、一二頁。
- (55) 『商標公報』第四五二号(前掲)、一四頁。
- (56) 『商標公報』第四五四号、(明治三十八年八月九日)、一〇頁。
- (57) 『商標公報』第四五四号(前掲)、八頁。
- (58) 『商標公報』第四九四号、(明治三十九年五月三十日)、二七頁。
- (59) 『商標公報』第二三〇号、(農商務省特許局、明治三十三年四月廿九日)、三〇頁。

十四 三好鹿蔵の登録商標

五「日本硝子業之精華」所載の三好鹿蔵関係記事」において、同書大正四年（一九一五）版より三好鹿蔵の登録商標二つを転載しておいた⁽¹⁾（図2）。入山形に三の商標と二葉付桜花と蕾（以下桜枝と略す）の商標である。入山形に三の商標（図47）は、明治三十七年（一九〇四）九月十七日、鹿蔵によって第十五類について出願され、同年十二月六日登録されたもので（登録番号二二四二八号）、他の桜枝の商標（登録番号第一七四四〇号）は十三「野々村藤助の登録商標等」において述べたように、明治四十年四月一日に野々村藤助から譲渡されたもの

表19 三好鹿蔵（初代）による第十五類の登録商標

登録番号	出願	登録	品名	出願人	註
第三四六号	明治三十七年九月十七日	同	第十五類 玻璃板、玻璃管、玻璃壺、玻璃球、其他一切ノ玻璃及其製品	大阪市南区難波西門手町四千七百四十番屋敷	(2)
第五二号	明治四十年四月一日	明治四十年四月一日	第十五類 玻璃及其製品一切	大阪	(3)
第七五号	明治四十年四月一日	明治四十年四月一日	第十五類 玻璃及其製品一切	大阪	
第七四号	明治四十年四月一日	明治四十年四月一日	第十五類 玻璃及其製品一切	大阪	
第三五号	明治四十年四月一日	明治四十年四月一日	第十五類 玻璃及其製品一切	大阪	
第三三三号	明治四十年四月一日	明治四十年四月一日	第十五類 玻璃及其製品一切	大阪	

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図47 三好鹿蔵（初代）による登録商標（第22428号）。『商標公報』第423号所載。社団法人発明協会和歌山県支部蔵。

表 20 三好鹿蔵(二代)による第十五類の登録商標

登録番号	出 願	登 録	指 定 商 品	商 標 権 者	註
第七五五号	18	明治四十四年八月十二日	第拾五類 哺乳器	大阪 三好鹿蔵	(4)
第七五五号	19	明治四十四年八月二十二日	第拾五類 哺乳器	大阪 三好鹿蔵	
第七五四号	20	明治四十四年八月二十二日	第十五類 玻璃及其製品一切	大阪 三好鹿蔵	
第四六七号	48	明治四十四年九月二十五日	第十五類 哺乳器	大阪市西区西長堀北通二丁目六番地 三好鹿蔵	(5)
(聯合商標 第七五五号)	49	明治四十五年一月八日	第十五類 哺乳器	大阪市西区西長堀北通二丁目六番地 三好鹿蔵	(6)
第四六八号 (聯合商標 第七五五号、 第七五四号)	50	大正四年十二月二十一日	第十五類 哺乳器其他本類ニ属スル 玻璃及其製品一切	大阪市南区難波西四手町千三十番地 三好鹿蔵	(7)
第七五七号	51	大正四年十二月二十二日	第十五類 玻璃及其他類ニ属セサル其 製品一切	大阪市南区難波反物町千三百二十九番地 大井徳次郎	(8)

である。⁽³⁾ なおその際、表19に示す他の五件の商標も藤助から譲渡されている。ちなみに『日本硝子業之精華』所載の鹿蔵の登録商標二つを『商標公報』所載の登録商標と比較すると、そのいずれもが細部において多少異なっている。

三好鹿蔵(二代)は桜枝の商標(登録番号第一七四四〇号)を、他の二件とともに明治四十四年(一九一一年)八月二十二日に初代鹿蔵より相続したが、⁽⁴⁾翌九月二十五日には上記二件の商標(図18、19)中の文字「NONOMURA」を「S.」

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図50 三好鹿蔵（二代）による登録商標（第77699号）。『商標公報』第338号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図48 三好鹿蔵（二代）による登録商標（第49807号）。『商標公報』第844号所載。社団法人発明協会和歌山県支部蔵（以下同様）。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図51 三好鹿蔵（二代）等による登録商標（第79107号）。『商標公報』第349号所載。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図49 三好鹿蔵（二代）による登録商標（第49808号）。『商標公報』第844号所載。

MIYOSHI に、内一件については T・N の組み合わせ文字 (Monogram) を S・M の組み合わせ文字に代えた商標 (図 48、49) を聯合商標として出願している。⁽⁵⁾⁽⁶⁾ なお、聯合商標については、明治四十二年 (一九〇九) 十一月一日施行の「商標法」第三条に「同一商品ニ使用スヘキ自己ノ商標ニシテ互ニ相類似スルモノハ聯合商標トシテ出願シタル場合ニ限り之ヲ登録ス」と規定されている。⁽⁹⁾

鹿蔵 (初代または二代) の登録商標のうち、プレスガラスについての使用例でこれまでに見得たものは、桜枝の商標 (登録番号第一七四四〇号) のみで、いずれも桜枝の周囲に S・MIYOSHI の文字を配し、ラベルとして製品に貼付されたものである (写真 48、51)。それらのうち写真 48 は白地に藍のラベル、写真 49 は茶色地に白抜き of ラベル、写真 50 は褐色地に白抜きのラベル、写真 51 は褐色地に白抜きの登録商標を配した白地ラベルである。後述するように、写真 50 に示したラベルはホブネイル / 唐草文大皿 (No. 1990. 12A-D) に貼付されており、二代鹿蔵に関わるものである。

註

- (1) 棚橋淳二「三好鹿蔵製造のプレスガラス」(一)、『研究紀要』第三十二号、松蔭女子学院大学・短期大学学術研究会、平成二年十二月、一〇八頁。
- (2) 『商標公報』第四二三号、(特許局、明治三十七年十二月廿八日)、九頁。社団法人発明協会和歌山県支部蔵 (以下同様)。
- (3) 『商標公報』第五三六号、(明治四十年四月十九日)、七五頁。
- (4) 『商標公報』第八二二号、(明治四十四年十月十三日 (臨時))、五頁 (彙報)。登録番号第一七〇五四号は明治四十四年八月十一日付である。
- (5) 『商標公報』第八四四号、(明治四十五年二月六日)、五頁 (第十五類)。

- (6) 『商標公報』第八四四号（前掲）、六頁（第十五類）。
- (7) 『商標公報』第三三八号、（特許局、大正五年三月二十四日）、一九頁（第十五類）。
- (8) 『商標公報』第三四九号、（大正五年五月二十三日）、三三頁（第十五類）。
- (9) 内閣官報局『明治年間法令全書』第四十二卷2、（原書房、一九九〇年）、六九頁（法律）。

十五 三好鹿藏製造と推定されるプレスガラス

(一) 三好鹿藏の姓の陽刻されたもの

遺品の数は少ないが、三好鹿藏の姓がローマ字で MIYOSHI と陽刻された大小の皿がある（No. 1970.14A—C など、写真52～53）。いずれもその比較的厚い器の形状などから推定して、初代鹿藏の時期の製品と思われる。これまでに管見し得たこの種の皿の文様は菊または剣菊／逆Sつなぎ文だけである。

(二) 野々村藤助の登録商標等の陽刻されたもの

十三「野々村藤助の登録商標等」の条において述べたように、野々村藤助は明治三十一年（一八九八）九月四日、横長の菱形の中一杯に藤助の名と姓の頭文字に相当する T・N を配した商標を出願し、同年十月二十九日にこれが登録された（登録番号第一一六一三号）⁽¹⁾。したがってこの登録商標が陽刻された器物は、この頃以降、すなわち明治時代後期の製品と考えられる。また横菱の中、左右に寄せて N・T もしくは T・N の文字を配し、生じた隙間の下寄りに品番を添えた商標が陽刻された器物は、それ以前、すなわち明治時代中期の製品と推定される。しかもこれら登録商標および

商標の陽刻された器物は、二「野々村藤助と三好鹿蔵」において述べた、この時期における藤助と鹿蔵との関係から、鹿蔵によって製造されたものと推定されるのである（写真3～46）。

(三) 野々村藤助による登録意匠番号の陽刻されたもの

八「野々村藤助による登録意匠」の条において述べたように、⁽³⁾ 羅針／A GOOD NAME……文Ⅲ（No. 1990. 38 など）には、藤助によって明治三十八年（一九〇五）に登録された意匠の登録番号 NO. 2971 が陽刻されている（写真54～56）。当時の藤助と鹿蔵との関係から、これらの器物も鹿蔵の製造に関わるものと推測される。

註

(1) 『商標公報』第二〇四号、（農商務省特許局、明治三十一年十二月廿三日）、四頁。社団法人発明協会和歌山県支部蔵。

(2) 棚橋淳二「三好鹿蔵製造のプレスガラス」（一）（『研究紀要』第三十二号、松蔭女子学院大学・短期大学学術研究会、平成二年十二月）、八五～八七頁。

(3) 棚橋淳二「三好鹿蔵製造のプレスガラス」（二）、（前掲『研究紀要』第三十三号、平成四年三月）、三一～四頁。

十六 三好鹿蔵（二代）製造のプレスガラス（推測されるものを含む）

(一) 三好鹿蔵（二代）による登録意匠番号の陽刻されたもの

九「三好鹿蔵による登録意匠」の条で述べたように、⁽¹⁾ 三好鹿蔵（初代）によって登録された意匠は洋燈、壺に関する

もので、調査した限りでは皿など食器に関するものはなかった。遺品にみられる登録意匠番号は、その出願登録の時期からみて二代鹿蔵に関わるものであることは明らかである。二代鹿蔵は例えば大正十三年（一九二四）から十五年にかけてだけでも、食器類に関する多数の意匠を登録しているが、製品中に陽刻されている登録番号は、現在までに見得た限りでは、表3に掲げた二例に過ぎない。うち一例は登録番号第二五九四八号（「磯貝形凹凸模様附硝子皿」大正十三年七月十六日登録）で、劍菊／富士壺文小皿（No. 1983. 122 など）にみられ（写真57）、他の一例は登録番号第二七八一号（「硝子皿裏面ノ模様」大正十四年六月十八日登録）で、ホブネイル／唐草文皿（No. 1980. 24 など）にみられる（写真58）。初代鹿蔵製造のものと比較のため収録する。

(二) 三好鹿蔵（二代）の登録商標ラベルの貼付されたもの

鹿蔵の登録商標については、十四「三好鹿蔵の登録商標」の条でプレスガラスに関わる商標として、これまでに管見し得た限りでは二葉付桜花と蕾（以下桜枝と略す）だけであることを指摘しておいた。プレスガラスに貼付されたラベルにみられる桜枝は、花と蕾のつき方など細かい点で登録されたものとも、『日本硝子業之精華』より転載した登録商標⁽²⁾（図2）とも異なっている。ラベルには白地に藍、茶色地に白抜き、褐色地に白抜き、褐色地に白抜きの登録商標を配した白地のものがあり、そのうち褐色地に白抜きのラベル（写真50）の貼付されているホブネイル／唐草文大皿（No. 1990. 12A-D）は、前述の登録意匠番号第二七八一号に相当する文様のもので（番号の陽刻はみられない）、二代鹿蔵による製品と推定される。また同じく褐色地に白抜きの登録商標を配した白地のラベル（写真51）の貼付された複十字／二つ割筋文小鉢（No. 1989. 44）は器面の平滑さなどから時代の降る製品と見做し得る。これも二代鹿蔵による製品と推定される。初代鹿蔵の製品との比較のため収録する。

(三) 野々村藤助の登録商標ラベルの貼付されたもの

十三「野々村藤助の登録商標等」の条で述べたように桜枝のラベル(写真47)の貼付された格子に水玉／輪つなぎ文皿(No. 1974. 37A-E)は大正三年(一九一四)頃の出荷と推定される。この時期、すでに桜枝の商標は鹿蔵に譲渡、相続されていたことを考慮すると、藤助が他の業者に注文した製品に桜枝の商標を貼付し続けているとは考え難く、これらの皿も二代鹿蔵によって製造されたものと推測される。なお藤助の桜枝もまた、細かい点で上記のいずれの桜枝とも異なっている。

註

- (1) 棚橋淳二「三好鹿蔵製造のプレスガラス」(二)、『研究紀要』第三十三号、松蔭女子学院大学・短期大学学術研究会、平成四年三月、七十九頁。
- (2) 棚橋淳二「三好鹿蔵製造のプレスガラス」(一)(前掲『研究紀要』第三十二号、平成二年十二月)、一〇八頁。

写真

写真13、20、25、31、32、36、37、45、46は横山英俊氏による撮影。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真3 N.T.1 No.1984.298A

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真1 19世紀英国の意匠登録記号
No.1990.3 (図4の上)

写真4 N.T.2 No.1970.11

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真5 T.N No.3 No.1977.76A

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真2 19世紀英国の意匠登録記号
No.1992.7 (図4の下)

写真6 N.T.4 No.1974.57C

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真11 N・T9* No.1984.327A

写真7 NT5 No.1989.98A

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真12 NT11 井上1

写真8 T・N7 No.1985.75

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真13 NT12 No.1991.33

写真9 N・T8 No.1981.226A

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真14 N・T13 No.1990.26②

写真10 T・N No8 No.1979.48

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真19 TN18 No.1984.63

写真15 NT14 井上 2

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真20 NT20 No.1989.17②

写真16 N·T15 No.1992.56

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真21 TN23 No.1990.5A

写真17 T·N15 No.1983.74

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真22 NT25 No.1989.18A

写真18 TN17 No.1980.6

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真27 T.N No31 No.1991.30A

写真23 T N No25 No.1984.120

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真28 T N35 No.1984.69

写真24 NT27 No.1985.22

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真29 T N37 No.1984.139

写真25 NT29* No.1984.176

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真30 T・N38 No.1990.69A

写真26 T・N31 井上3

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真35 T N46 No.1985.29②

写真31 N・T39 No.1990.72A

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真36 T N48 No.1982.84

写真32 T・N No.39 No.1989.101

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真37 T・N No.51 No.1992.19A

写真33 T・N40 No.1984.291

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真38 T N52 No.1984.269

写真34 T N42 No.1981.105

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真43 T.N No63 No.1984.258

写真39 T.N55 No.1985.31

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真44 T.N No75 井上4

写真40 T.N56 No.1984.331

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真45 T.N No76 No.1970.25A

写真41 T.N No63 No.1991.43A

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真46 T.N No.1984.177

写真42 T.N No63 No.1984.268

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真51 三好鹿蔵のラベル No.1989.44

写真47 野々村藤助のラベル No.1974.37A

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真52 MIYOSHI No.1970.14A

写真48 三好鹿蔵のラベル No.1992.48A

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真53 MIYOSHI No.1984.209

写真49 三好鹿蔵のラベル No.1983.135A

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真54 意匠登録 2971 No.1976.145

写真50 三好鹿蔵のラベル No.1990.12A

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真55 意匠登録 2971 No.1981.118

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真56 意匠登録 2971 No.1981.270

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真57 意匠登録 25948 No.1983.122

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

写真58 意匠登録 27811 No.1980.24